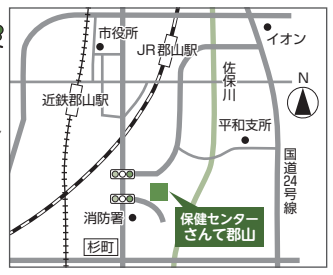




保健センター「さんて郡山」 (☎ 58-3333 ・ FAX 58-3330)

〒639-1136 本庄町317-2 月～金曜日 8時30分～17時

6・7ページの記事のお問い合わせ・申込は、特記を除いてさんて郡山までお願いします。 すこやかちゃん



■休日応急診療所：「さんて郡山」内 (☎ 59-2299)

診療科目：内科・小児科 診療時間：13時～19時

診療日：日曜・祝日・年末年始 (12月29日～1月3日)

※必ず事前にお電話ください。

5月31日は世界禁煙デー。禁煙でタバコの害から自分や家族、そして周りの妊婦や子ども達を守りましょう!

II こどもの健康

※妊娠中に転入した人で、大和郡山市の妊婦健康診査補助券を持っていない人、子どもの乳幼児健康診査・育児相談票などを持っていない人は、「さんて郡山」へ連絡ください。※警報発令時には中止することがありますので「さんて郡山」までお問い合わせください。※12カ月児育児相談、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査には、右のQRコードより健康状態をご確認の上、受診ください。



事業名	対象	実施日・受付時間	持ちもの・備考	実施場所	
■妊娠届 (母子健康手帳の交付および出産応援ギフト申請)	医療機関で妊娠の判定を受けた人 要予約	保健師等との面談(30分程度)を実施します。事前に保健センターまで電話予約してください。			
■こんにちは赤ちゃん訪問	生後2カ月ごろまで	子どもが生まれた全てのご家庭に、保健師・助産師・看護師が子育て情報を持ってごあいさつにうかがいます。			
■乳児健康診査	4カ月児	生後4カ月の間のみ	実施日や予約の有無は、医療機関で確認してください。	・診査票 ・母子健康手帳 ・健康保険証	市内指定医療機関
	7カ月児	生後7カ月の間のみ			
■12カ月児育児相談 ブラッシング指導や絵本の紹介など (仕上げみがき用歯ブラシをプレゼント)	令和5年4月 1日～15日生まれ	10日(金)	9:15～ 9:45	・育児相談票 ・母子健康手帳 ・バスタオル	
	令和5年4月16日～30日生まれ	24日(金)			
■1歳6カ月児健康診査 ※1歳6カ月～2歳未満まで受診可能。 (仕上げみがき用歯ブラシをプレゼント)	令和4年10月 1日～15日生まれ	8日(水)	13:00～ 13:45	・健康診査票 ・母子健康手帳 ・仕上げみがき用歯ブラシ ・バスタオル	
	令和4年10月16日～31日生まれ	22日(水)			
■3歳児健康診査 ※3歳～4歳未満まで受診可能。 (仕上げみがき用歯ブラシをプレゼント)	令和2年11月 1日～15日生まれ	16日(木)	13:00～ 13:45	・健康診査票(送付します) ・母子健康手帳 ・尿(送付した容器に) ・子ども用歯ブラシ	さんて郡山
	令和2年11月16日～30日生まれ	29日(水)			
■乳幼児・妊産婦 歯の相談 ブラッシング指導など、歯科衛生士による個別相談	乳幼児(0～6歳児 就学前)、 妊産婦 ※各日定員1人。 要予約	10日(金)・24日(金)	11:00	・母子健康手帳 ・仕上げみがき用歯ブラシ ※歯科健診ではありません。	
		8日(水)・16日(木) 22日(水)・29日(水)	13:00		
■マタニティ・赤ちゃん相談 1人30分間の個別相談 (助産師等が対応します)	妊婦、おおむね出産後1年の 産婦、乳児 要予約	8日(水)	9:30～11:30	・母子健康手帳 ・バスタオル(妊婦は不要)	
		22日(水)	13:00～15:30		

II 成人の健康

各種がん検診・肝炎ウイルス検診・骨粗しょう症検診・後期高齢者健診は、6月から開始します。

- 乳がん検診・子宮がん検診等の受診票や、公費負担の申請発行は5月27日(月)からになります。※ホームページからの申請も可。
- 後期高齢者健康診査の対象となる人のうち、昭和24年4月30日以前生まれの人には受診券を5月末に送付します。

事業名	対象・備考	実施場所
■～こころの健康～ 精神保健福祉相談	眠れない・気持ちが落ち込むなどの精神的な症状で悩んでいる人やそのご家族の個別相談です。精神科認定看護師・精神保健福祉士・保健師が相談に応じます。電話でさんて郡山へ。	さんて郡山もしくは相談希望者の自宅

II 高齢者の定期予防接種<自らの意思で接種を希望する人が対象>

公費負担対象の人や、市外医療機関で接種する場合は、事前に手続きが必要です。保健センターへお問い合わせください。生活保護世帯・市民税非課税世帯の公費負担手続きが市ホームページから手続きができるようになりました。詳細は市ホームページをご覧ください。

事業名	対象	自己負担	実施期間	実施場所
■高齢者肺炎球菌	満65歳 ※昭和34年4月2日生まれより誕生月翌月に個人通知します。過去に定期接種を受けている人へは送付していません。昭和34年4月1日以前生まれの満65歳で未接種の人や転入などで無い人は連絡してください。(注意)過去に23価肺炎球菌予防接種を受けたことのある人は対象外となります。	3,000円	4月～翌年3月末 満65歳から満66歳になる前日まで	市内指定医療機関

※60～64歳までの市民で下記に該当する人[身体障害者手帳1級相当]は、高齢者の定期予防接種の対象となる場合がありますので、かかりつけ医にご相談ください。①心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害のある人 ②ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活が極度に制限される程度の障害のある人 ※実施期間を過ぎると任意接種となり、全額自己負担になります。